

帯広厚生病院訪問看護運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 帯広厚生病院は、介護保険法、健康保険法等による訪問看護及び介護予防訪問看護を行う医療機関として、生活の質の確保に資する見地から、家庭における療養生活及びその心身の機能維持・回復を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 帯広厚生病院は、介護保険、健康保険等の基本理念が具現化されるように配慮するとともに、市町村及び地域との結びつきを重視し他の保健、医療または福祉サービス、介護サービスとの密接な連携をとりながら、利用者の健康が維持され、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

第2章 職員の職種、職務内容

(職員の職種)

第3条 勤務する職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 院長（管理者） 1名
- (2) 看護職員（専任含む）
- (3) 事務職員

(職員の職務内容)

第4条 管理者は、介護保険法、健康保険法等並びに関係法令及び監督官庁の指示に従い職員を管理し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護が行われるように必要な配慮をする。

第5条 職員は、管理者の命をうけて、次の職種区分によりその職務に従事する。

- (1) 保健師・助産師・看護師は医師の指示に基づき、利用者の看護に重点を置いた訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に従事する。
- (2) 理学療法士及び作業療法士及び言語療法士は医師の指示に基づき、利用者の日常生活の向上に向けたリハビリテーションに従事する。
- (3) 事務員は訪問看護及び介護予防訪問看護に係わる一般事務及び庶務に関する

る事に従事する。

また、帯広厚生病院の医事課職員が必要な事務を行う。

第3章 実施日及び実施時間・実施地域

(実施日及び実施時間・実施地域)

第6条 訪問看護の実施日及び実施時間、実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護実施日 通常月曜日から金曜日までとする。
但し、土曜日、日曜日、祝日、夜間も定期訪問看護を実施する体制がある。
- (2) 訪問看護対応時間 通常午前8時30分から午後5時までとする。
但し、24時間電話対応、訪問看護も実施する体制がある。
- (3) 訪問看護実施地域 実施地域は帯広市及び近郊とする。

第4章 訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法及び内容

(訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護及び介護予防訪問看護にあたっては、訪問看護指示書に基づき、保健師、助産師、看護師等が訪問し、在宅において介護・リハビリテーション等の看護サービスを提供する。

(訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書)

第8条 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成し、必要に応じて変更するものとする。但し、介護保険については居宅サービス計画書に沿って計画を作成する。

第9条 保健師、助産師、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たって、その主要な事項について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、訪問看護計画書を利用者に交付するものとする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第10条 利用者に対する訪問看護の内容は、次のとおりとする

- (1) 医師の指示に基づき、病状の観察を実施及び指導
- (2) 体位変換、食事、排泄等の介助及び指導
- (3) 身の回りのお世話（清拭・洗髪等）
- (4) 褥瘡の処置・カテーテル等の管理

- (5) サクション・在宅酸素・人工呼吸器等、医療機器管理及び指導
- (6) リハビリテーションの実施及び指導
- (7) 家族支援に関すること、家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理
- (8) 医療・保健・福祉業務に対する相談助言
- (9) 主治医・ケアマネジャーとの密接な連携

第5章 緊急時における対応方法

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に利用者の病状が急変・その他緊急事態が生じたときは、訪問看護及び介護予防訪問看護を担当した保健師、助産師、看護師等は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

第6章 記録の整備

(記録の整備)

第12条 訪問看護実施者は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関する、次に上げる記録を整備する。その完結の日から5年間保存することとする。

- (1) 主治医による指示の文章
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第7章 利用料に関する事項

(1) 介護保険

(利用料金)

第13条 訪問看護及び介護予防訪問看護を提供したときは、利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の介護保険負担割合証の割合について支払いを利用者から受け取るものとする。

(その他の利用料)

第14条 次に挙げる訪問看護及び介護予防訪問看護を提供したときは、その利用料として、その金額の支払を利用者から受け取るものとする。

交通費 一回の訪問が 5 km 毎（往復）ごとに 220 円（税込） 加算して徴収
（帯広市以外の場合）

（領収書の交付）

第 15 条 基本利用料及びその他利用料の支払いを受けたときは、利用料ごとに区分記載した領収書を利用者に交付するものとする。

（２）医療保険

（基本料金）

第 16 条 訪問看護を提供したときは、健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

（その他の利用料）

第 17 条 次に掲げる訪問看護を提供したときは、その他の利用料として、その金額の支払を利用者から受け取るものとする。

交通費 一回の訪問が 5 km 毎（往復）ごとに 220 円（税込） 加算して徴収

（領収書の交付）

第 18 条 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごと区分して記載した領収書を利用者は交付するものとする。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待の防止に係る組織体制）

第 19 条 帯広厚生病院の医療安全推進委員会規約第 4 条（組織）第 3 項の規定に基づき、帯広厚生病院に常設の虐待防止小委員会に準拠するものとする。この小委員会は、病院長の諮問機関である医療安全推進委員会の下部組織として以下の目的で活動し、小委員会は委員長と構成員をもって構成し、病院長が委員長を任命し構成員を委嘱する。

（活動）

第 20 条 小委員会は目的を達成するために、次の各号に掲げる任務を行う。

- （１）事例に応じて、専門医（家）または地域の行政機関等へ相談、助言を受け対応方針を決定する。
- （２）虐待の判断基準、相談報告体制を整備し、職員に周知する。

- (3) 虐待に関する知識向上のため、必要に応じ院内広報および研修会を企画・開催する。

(虐待等の事案が発生した場合の対応)

第 21 条 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法については、以下の通りとする。

- (1) 報告書の提出若しくは電話にて虐待防止小委員会事務局へ報告を行う。
- (2) 通報者からの相談内容を虐待防止小委員会委員長、医療社会事業科、各認定看護師等の内部関係者へ報告および情報共有を図る。
- (3) 必要に応じて虐待防止小委員会を開催する。

第 9 章 その他重要事項

(運営に関する留意事項)

- 第 22 条 (1) 訪問看護の社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設け、業務体制の整備に努めるものとする。
- (2) 職員は業務上知りえた秘密を保持しなければならない
- (3) この運営規程に定める事項以外については、事業者である北海道厚生農業協同組合連合会が定めるものとする。

付則

(実施時期)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から制定する。

令和 7 年 4 月 1 日一部改正